

令和4年第1回本庄市国民健康保険運営協議会次第

日 時：令和4年2月21日（月）

午後1時30分～

場 所：ほにぼんプラザ 活動室F

1 開会

2 あいさつ

3 新委員の紹介

4 議事

(1) 会長の選任について

(2) 本庄市国民健康保険税条例の一部改正について【資料1-1、
1-2】

(3) 令和3年度国民健康保険特別会計3月補正予算について
【資料2】

(4) 令和4年度国民健康保険特別会計予算について【資料3】

(5) 第3期本庄市特定健康診査等実施計画中間評価について
【資料4】

5 その他

6 閉会

本庄市国民健康保険税条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○本庄市国民健康保険税条例</p> <p>第1条・第2条 略 (国民健康保険の被保険者に係る_____所得割額)</p> <p>第3条 略 (国民健康保険の被保険者に係る_____資産割額)</p> <p>第4条 略 (国民健康保険の被保険者に係る_____被保険者均等割額)</p> <p>第5条 略 (国民健康保険の被保険者に係る_____世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 略 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、<u>賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.9を乗じて算定する。</u></p> <p>第7条～第12条 略 (納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p> <p>第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割りをもって算定した第2条第1項の額(第23条の規定による減額が行われた場合には、<u>同条_____の国民健康保険税の額</u>とする。以下この条において同じ。)を課する。</p> <p>2～8 略</p> <p>第14条～第22条 略</p>	<p>○本庄市国民健康保険税条例</p> <p>第1条・第2条 略 (国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の所得割額)</p> <p>第3条 略 (国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の資産割額)</p> <p>第4条 略 (国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 略 (国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 略 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、_____<u>基礎控除後の総所得金額等に100分の2.9を乗じて算定する。</u></p> <p>第7条～第12条 略 (納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p> <p>第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割りをもって算定した第2条第1項の額(第23条の規定による減額が行われた場合には、<u>その減額後の国民健康保険税の額</u>とする。以下この条において同じ。)を課する。</p> <p>2～8 略</p> <p>第14条～第22条 略</p>

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5 _____に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5 _____に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5 _____に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者
- ア 国民健康保険の被保険者に係る _____被保険者均等割額 被

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者
- ア 国民健康保険の被保険者に係る 基礎課税額の被保険者均等割額 被

保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 13,650円

イ 国民健康保険の被保険者に係る_____世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)～(ウ) 略

ウ・エ 略

(2) 法第703条の5_____に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る_____被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 9,750円

イ 国民健康保険の被保険者に係る_____世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)～(ウ) 略

ウ・エ 略

(3) 法第703条の5_____に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当す

保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 13,650円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)～(ウ) 略

ウ・エ 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 9,750円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)～(ウ) 略

ウ・エ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当す

る者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る_____被保険者均等割額 被
保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,900
円

イ 国民健康保険の被保険者に係る_____世帯別平等割額 次に
掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)～(ウ) 略

ウ・エ 略

る者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被
保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,900
円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に
掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)～(ウ) 略

ウ・エ 略

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初
の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合に
おける当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者
の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定す
る金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等
割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分
に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次
に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 2,925円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 4,875円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 7,800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 9,750円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険
者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人につい
て次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,485円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,475円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条の _____ 規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号 _____ 中「総所得金額」 _____ とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」 _____ とする。

第24条～第27条 略

附 則

1～7 略

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条 _____ の規定の適用については、同条中「法第703条の5 _____ に規定する総所得金額及

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,960円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,950円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び _____ とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び _____ とする。

第24条～第27条 略

附 則

1～7 略

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及

び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5_____に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条_____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除し

び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除し

た金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

11 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同

た金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

11 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同

条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定

条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定

する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条 _____ の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条 _____ において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条 _____ 中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条 _____ の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居

する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項 _____ の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項 _____ の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居

住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条_____において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条_____中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条_____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

20 略

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

20 略

◆内容

- ・国民健康保険税について、未就学児に係る均等割額を減額し、減額する額は、当該年度分の均等割額に10分の5を乗じた金額とする。(第23条)
- ・法令の改正に伴う規定の整備

◆施行期日・経過措置

- ・施行期日：公布の日(改正後の国民健康保険税に係る規定は、令和4年4月1日)
- ・経過措置：令和3年度以前分の国民健康保険税については、なお従前の例による。

子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入（国民健康保険制度）

1. 現状及び見直しの趣旨

- 国民健康保険制度の保険料は、応益（均等割・平等割）と応能（所得割・資産割）に応じて設定されている。その上で、低所得世帯に対しては、応益保険料の軽減措置（7・5・2割軽減）が講じられている。
- 子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、国保制度において子どもの均等割保険料を軽減する。

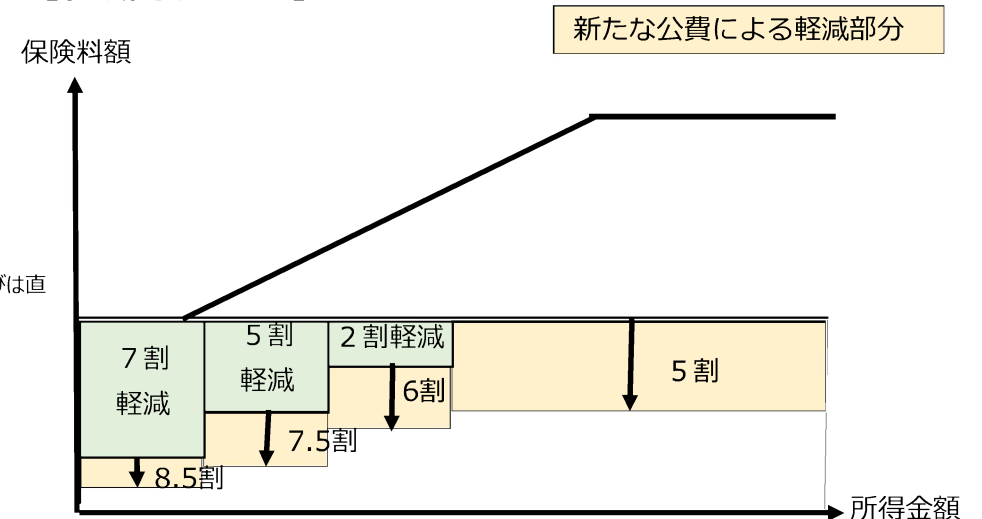
（参考）平成27年国保法改正 参・厚労委附帯決議

「子どもに係る均等割保険料の軽減措置について、地方創生の観点や地方からの提案も踏まえ、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、引き続き議論する」

2. 軽減措置スキーム

- 対象は、全世帯の未就学児とする。
 - ※ 対象者数：約70万人（平成30年度国民健康保険実態調査）
- 当該未就学児に係る均等割保険料について、その5割を公費により軽減する。
 - ※ 例えば、7割軽減対象の未就学児の場合、残りの3割の半分を減額することから8.5割軽減となる。
- 財政影響：公費約90億円（令和4年度）
 - ※ 本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。
 - ※ 令和3年度予算案ベースを足下にし、人口構成の変化を機械的に織り込んだ推計値。なお、医療の高度化等による伸びは直近の実績値により見込んでいる。
- 国・地方の負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- 施行時期：令和4年4月

【軽減イメージ】



令和3年度国民健康保険特別会計予算総括表(3月補正案)

歳入		当初予算	9月補正	12月補正	3月補正	予算現額	説明				
保険税	一般	現年度分	医療	1,101,799			1,101,799	◆国民健康保険税率			
			支援	383,635			383,635	区分	医療分	支援分	介護分
			介護	145,765			145,765	均等割	19,500円	9,900円	12,400円
		過年度分	医療	42,607			42,607	平等割	16,000円		
			支援	15,662			15,662	所得割	6.9%	2.9%	2.7%
			介護	8,096			8,096	資産割	20.0%		
	退職	現年度分	医療	1			1	◆加入状況(令和4年1月1日現在)			
			支援	1			1	区分	一般被保険者(加入割合)	市全体	
			介護	1			1	世帯数	11,419世帯(32%)	35,393世帯	
		過年度分	医療	97			97	加入者数	18,019人(23%)	77,720人	
			支援	39			39				
			介護	40			40				
国庫支出金	災害臨時特例補助金	1			1	※1					
	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0			1,008	※2					
県支出金	保険給付費等交付金	普通交付金	5,538,612			87,009	5,625,621 市が支払う保険給付費分が交付されるもの				
		特別交付金	81,513				81,513 国・県からの交付金が県からまとめて交付されるもの				
財産収入		1		1		2	本庄市国民健康保険財政調整基金の利子				
繰入金	保険基盤安定	保険税軽減分	192,151			11,940	204,091 低所得者等の軽減額(7・5・2割)に対して県が3/4を補助するもの				
		保険者支援分	133,003			2,655	135,658 保険税軽減対象者の税の一定割合を公費補填するもの				
	職員給与等	136,406	-2,241	-643	-1,194	132,328 国保事務に従事する職員の給与等を法定繰入れするもの					
	出産育児一時金等	18,200				18,200 出産育児一時金の2/3の金額を法定繰入れするもの					
	財政安定化支援事業	23,537			492	24,029 低所得者や高齢者の比率等に応じて保険者支援のために法定繰入れするもの					
国民健康保険財政調整基金繰入金		95,677	-5,856		-89,821	0	資金不足を補う目的で基金から収入として繰入れするもの				
繰越金		1		23,092	150,847	173,940	前年度繰越金				
諸収入	延滞金		2,412			2,412	保険税延滞金				
	過料		1			1	条例に違反した場合に科せられる罰則金				
	雑入	第三者納付金	3,001			3,001	第三者行為求償金				
		不当利得返納金	3			3	資格喪失後受診等による医療費の返納金				
保険課雑入		1			1	雑入					

歳入総額	7,922,263	-8,097	22,450	162,936	8,099,552
------	-----------	--------	--------	---------	-----------

※1 東日本大震災の被災者である被保険者の保険税と一部負担金の減免を行った場合に、市の負担増額の一部を国が補助するもの。
 ※2 市が行うマイナンバーカードの健康保険証利用申込み支援事業に係る経費について国が補助するもの。

歳出		当初予算	充用	9月補正	12月補正	3月補正	予算現額	説明		
総務費	一般管理費	一般管理給与費	87,149		-2,241	-643	84,265	国保事務に従事する職員の給与		
		一般事務費	13,101				-80	13,021 国保事業の運営全般に係る経費		
		国保事務電算処理委託事業	17,382					17,382 国保事務に関するシステムの利用料及び委託料		
	埼玉県国民健康保険団体連合会負担金		1,059				1,059	国保連合会に納付する保険者負担金		
	賦課事業		7,211				7,211	保険税賦課に関するシステム手数料、納付書の郵送料等		
	徴収事業		4,616				4,616	保険税徴収に関するシステム手数料、通知の郵送料等		
	運営協議会事務費		723				-26	697 運協委員の報酬、費用弁償及び国保協議会の負担金		
	趣旨普及事務費		5,165				-80	5,085 制度普及・啓発用パンフレット代、保険証の郵送料等		
	保険給付費	療養給付費	一般被保険者	4,760,560			73,718	4,834,278	被保険者の医療費のうち保険者負担分	
			退職被保険者	100				100		
療養費		一般被保険者	65,652				65,652	被保険者の柔道整復、治療用装具等に係る費用のうち、保険者負担分		
		退職被保険者	35				35			
診療報酬請求明細書審査事務費		12,165				12,165	レセプトの審査支払手数料等			
高額療養費		一般被保険者	699,199				13,291	712,490	1か月の自己負担限度額を超えた支払に対して償還払を行うもの	
		退職被保険者	100					100		
高額介護合算療養費		一般被保険者	700					700	同一世帯において国保・介護保険から給付を受け、それぞれの自己負担額の合計が一定額を超えたときに支給するもの	
		退職被保険者	1					1		
移送費		100					100	医師の指示により緊急に移送した場合に支給するもの		
出産育児一時金交付金		27,300					27,300	1児につき42万円を限度として支給するもの		
出産育児一時金支払手数料		14					14	直接支払制度における支払手数料(1件210円)		
葬祭費交付金		6,750				300	7,050	被保険者が死亡した場合、葬祭を行った者に5万円を支給するもの		
傷病手当金		2,000					2,000	※3		
国保事業費納付金	医療分	一般被保険者	1,383,273				1,383,273			
		退職被保険者	97				97			
	後期支援分	一般被保険者	500,337				500,337	国保の安定的な財政運営を図るために必要な費用として県へ納付するもの		
		退職被保険者	39				39			
介護納付金分		211,559				211,559				
その他共同事業拠出金		6					6	退職者医療共同事業への拠出		
保健事業費	保健事業事務費		3,422				3,422	医療費通知の郵送料(年6回)		
	人間ドック助成金		14,055				600	14,655 被保険者の人間ドック又は併診ドック受検料に対する助成金		
	健康づくりチャレンジポイント事業		2,896				-163	2,733 はにぼんチャレンジ(ポイント制度事業)に関する費用		
	データヘルス事業		428					428 データヘルス計画に基づく受診勧奨等の費用		
	糖尿病性腎症重症化予防事業		4,371			985	5,356	糖尿病性腎症重症化予防のための受診勧奨等の費用		
	特定健康診査等事業費		73,314		-5,856		-7,730	59,728 特定健診・保健指導に要する費用		
国民健康保険財政調整基金積立金		1	1		1	82,108	82,111 本庄市国民健康保険財政調整基金への積立金			
諸支出金	保険税還付金		14,380				14,380	保険税の還付金		
	返還金		3			22,107	998	23,108 交付金の実績確定に伴う国・県への返還金等		
予備費		3,000	-1				2,999	緊急的な支出に対応するための費用		

歳出総額	7,922,263	-8,097	22,450	162,936	8,099,552
------	-----------	--------	--------	---------	-----------

※3 新型コロナウイルス感染症に感染したことにより労務不能となった被保険者等に対する給付金

歳入

項 目				R4予算（千円）	R3予算（千円）	比較(%)	説 明																																																							
保 険 税	一 般	現 年 度 分	医 療	1,078,553	1,101,799	97.89	◆ 国民健康保険税率																																																							
			支 援	375,416	383,635	97.86	区 分	医 療 分	支 援 分	介 護 分																																																				
			介 護	139,548	145,765	95.73	均 等 割	19,500 円	9,900 円	12,400 円																																																				
		過 年 度 分	医 療	37,590	42,607	88.22	平 等 割	16,000 円	- 円	- 円																																																				
			支 援	14,108	15,662	90.08	所 得 割	6.9 %	2.9 %	2.7 %																																																				
			介 護	7,554	8,096	93.31	資 産 割	20.0 %	- %	- %																																																				
	退 職	現 年 度 分	医 療	1	1	100.00	賦課限度額	630,000 円	190,000 円	170,000 円																																																				
			支 援	1	1	100.00	◆ 加入状況（令和4年1月1日現在）																																																							
			介 護	1	1	100.00	区 分	一 般																																																						
		過 年 度 分	医 療	40	97	41.24	世 帯 数	11,419世帯																																																						
			支 援	16	39	41.03	加 入 者 数	18,019人																																																						
			介 護	15	40	37.50																																																								
						◆ 年齢別加入者数と住民登録者数との比較（令和4年1月1日現在）																																																								
						<table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢区分</th> <th>国保加入者数</th> <th>住民登録者数</th> <th>加 入 率</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳～6歳</td> <td>401人</td> <td>3,728人</td> <td>10.76%</td> <td>未就学児386人</td> </tr> <tr> <td>7歳～15歳</td> <td>813</td> <td>5,834</td> <td>13.94</td> <td></td> </tr> <tr> <td>16歳～19歳</td> <td>404</td> <td>2,835</td> <td>14.25</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20歳～34歳</td> <td>1,696</td> <td>11,374</td> <td>14.91</td> <td></td> </tr> <tr> <td>35歳～39歳</td> <td>685</td> <td>4,404</td> <td>15.55</td> <td rowspan="2">助 人 成 金 ド ッ ク 対 象 特 定 健 診 前 期 高 齢 者</td> </tr> <tr> <td>40歳～64歳</td> <td>5,777</td> <td>26,939</td> <td>21.44</td> </tr> <tr> <td>65歳～69歳</td> <td>3,403</td> <td>5,405</td> <td>62.96</td> <td></td> </tr> <tr> <td>70歳～74歳</td> <td>4,840</td> <td>6,257</td> <td>77.35</td> <td></td> </tr> <tr> <td>75歳以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>後期高齢者医療制度加入者</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>18,019人</td> <td>66,776人</td> <td>26.98%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						年齢区分	国保加入者数	住民登録者数	加 入 率	備 考	0歳～6歳	401人	3,728人	10.76%	未就学児386人	7歳～15歳	813	5,834	13.94		16歳～19歳	404	2,835	14.25		20歳～34歳	1,696	11,374	14.91		35歳～39歳	685	4,404	15.55	助 人 成 金 ド ッ ク 対 象 特 定 健 診 前 期 高 齢 者	40歳～64歳	5,777	26,939	21.44	65歳～69歳	3,403	5,405	62.96		70歳～74歳	4,840	6,257	77.35		75歳以上				後期高齢者医療制度加入者	合 計	18,019人
年齢区分	国保加入者数	住民登録者数	加 入 率	備 考																																																										
0歳～6歳	401人	3,728人	10.76%	未就学児386人																																																										
7歳～15歳	813	5,834	13.94																																																											
16歳～19歳	404	2,835	14.25																																																											
20歳～34歳	1,696	11,374	14.91																																																											
35歳～39歳	685	4,404	15.55	助 人 成 金 ド ッ ク 対 象 特 定 健 診 前 期 高 齢 者																																																										
40歳～64歳	5,777	26,939	21.44																																																											
65歳～69歳	3,403	5,405	62.96																																																											
70歳～74歳	4,840	6,257	77.35																																																											
75歳以上				後期高齢者医療制度加入者																																																										
合 計	18,019人	66,776人	26.98%																																																											
国庫支出金	災 害 臨 時 特 例 補 助 金	1	1	100.00	東日本大震災の被災者である被保険者の保険税と一部負担金の減免を行った場合に、市の負担増額の一部を国が補助するもの																																																									
県 支 出 金	保 険 給 付 費 等 交 付 金	普 通 交 付 金	5,577,073	5,538,612	100.69	市が支払う保険給付費分が交付されるもの																																																								
		特 別 交 付 金	76,499	81,513	93.85	国・県からの交付金が県からまとめて交付されるもの（国特別調整交付金・県繰入金・保険者努力支援交付金（市町村分）・特定健康診査等負担金）																																																								
財 産 収 入		5	1	500.00	本庄市国民健康保険財政調整基金の利子																																																									
繰 入 金	保 険 基 盤 安 定	保 険 税 軽 減 分	197,028	192,151	102.54	低所得者等の軽減額（7割・5割・2割）に対して県が3/4を補助するもの																																																								
		保 険 者 支 援 分	135,140	133,003	101.61	保険税軽減対象者の税の一定割合を公費補填するもの																																																								
	【新】未就学児均等割保険税	3,884	0	-	未就学児に係る均等割保険税の5割相当額について公費補填するもの（負担割合：国1/2、県1/4。市1/4）																																																									
	職 員 給 与 費 等	129,984	136,406	95.29	国保事務に従事する職員の給与費等を法定繰入れするもの																																																									
	出 産 育 児 一 時 金 等	16,800	18,200	92.31	出産育児一時金の2/3の金額を法定繰入れするもの																																																									
	財 政 安 定 化 支 援 事 業	24,026	23,537	102.08	低所得者や高齢者の比率等に応じて保険者支援のために法定繰入れするもの																																																									
繰 越 金	国民健康保険財政調整基金繰入金	157,042	95,677	164.14	資金不足を補う目的で基金から収入として繰入れするもの																																																									
繰 越 金		1	1	100.00	前年度繰越金																																																									
諸 収 入		5,418	5,418	100.00	保険税延滞金・過料・第三者行為求償金・不当利得返納金																																																									
歳 入 総 額				7,975,744	7,922,263	100.68																																																								

歳出

項目		R4予算(千円)	R3予算(千円)	比較(%)	説明	
総務費	一般管理費	一般管理給与費	81,271	87,149	93.26	国保事務に従事する職員の給与
		一般事務費	13,698	13,101	104.56	国保事業の運営全般に係る経費
		国保事務電算処理委託事業	17,318	17,382	99.63	国保事務に関するシステムの利用料及び委託料
	埼玉県国民健康保険団体連合会負担金	1,044	1,059	98.58	国保連合会に納付する保険者負担金	
	賦課事業	7,167	7,211	99.39	保険税賦課に関するシステム手数料、納付書の郵送料等	
	徴収事業	4,681	4,616	101.41	保険税徴収に関するシステム手数料、通知の郵送料等<収納課>	
	運営協議会事務費	701	723	96.96	運協委員の報酬、費用弁償及び国保協議会の負担金	
	趣旨普及事務費	4,104	5,165	79.46	制度普及・啓発用パンフレット代、保険証の郵送料等	
保険給付費	療養給付費	一般被保険者	4,805,146	4,760,560	100.94	被保険者の医療費のうち保険者負担分
		退職被保険者	1	100	1.00	
	療養費	一般被保険者	53,788	65,652	81.93	被保険者の柔道整復、治療用装具等に係る費用のうち保険者負担分
		退職被保険者	1	35	2.86	
	診療報酬請求明細書審査事務費	11,969	12,165	98.39	レセプトの審査支払手数料等	
	高額療養費	一般被保険者	705,366	699,199	100.88	1か月の自己負担限度額を超えた支払に対して償還払を行うもの
		退職被保険者	1	100	1.00	
	高額介護合算療養費	一般被保険者	700	700	100.00	同一世帯において国保・介護保険から給付を受け、それぞれの自己負担額の合計が一定額を超えたときに支給するもの
	退職被保険者	1	1	100.00		
	移送費	100	100	100.00	医師の指示により緊急に移送した場合に支給するもの	
	出産育児一時金交付金	25,200	27,300	92.31	1児につき42万円を限度として支給するもの	
	出産育児一時金支払手数料	13	14	92.86	直接支払制度における支払手数料(1件210円)	
葬祭費交付金	6,750	6,750	100.00	被保険者が死亡した場合、葬祭を行った者に5万円を支給するもの		
傷病手当金	1,000	2,000	50.00	新型コロナウイルス感染症に感染したことにより労務不能となった被保険者等に対する給付金		
国保事業費納付金	医療分	一般被保険者	1,436,817	1,383,273	103.87	国保の安定的な財政運営を図るために必要な費用として県へ納付するもの
		退職被保険者	40	97	41.24	
	後期支援分	一般被保険者	494,680	500,337	98.87	
		退職被保険者	16	39	41.03	
介護納付金分	205,483	211,559	97.13			
共同事業拠出金	その他共同事業拠出金	3	6	50.00	退職者医療共同事業への拠出	
保健事業費	保健事業事務費	3,412	3,422	99.71	医療費通知の郵送料(年6回)	
	人間ドック助成金	14,053	14,055	99.99	被保険者の人間ドック又は併診ドック受検料に対する助成金(上限は、人間ドック2万円、併診ドック3万円)	
	健康づくりチャレンジポイント事業	2,824	2,896	97.51	はにぼんチャレンジ(ポイント制度事業)に関する費用	
	データヘルス事業	421	428	98.36	データヘルス計画に基づく受診勧奨等の費用	
	糖尿病性腎症重症化予防事業	5,072	4,371	116.04	糖尿病性腎症重症化予防のための受診勧奨等の費用(国保連合会の共同事業に係る負担金)	
特定健康診査等事業費	55,515	73,314	75.72	特定健診・保健指導に要する費用<健康推進課>		
国民健康保険財政調整基金積立金	5	1	500.00	本庄市国民健康保険財政調整基金への積立金		
諸支出金	14,383	14,383	100.00	保険税の還付金、交付金の実績確定に伴う国・県への返還金等		
予備費	3,000	3,000	100.00	緊急的な支出に対応するための費用		

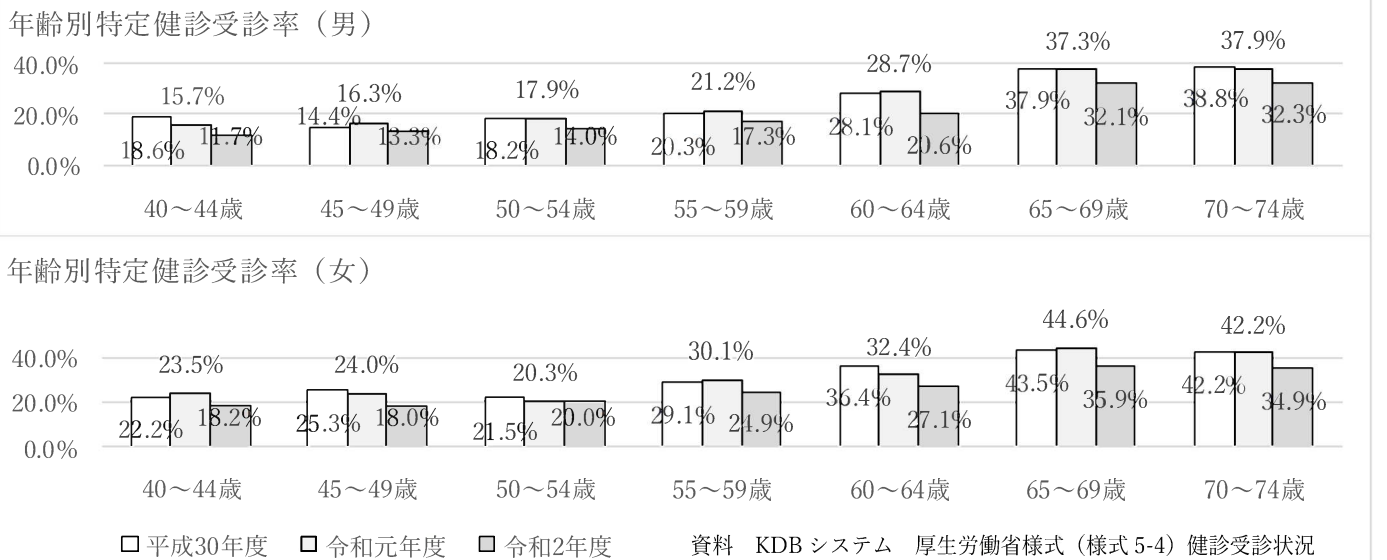
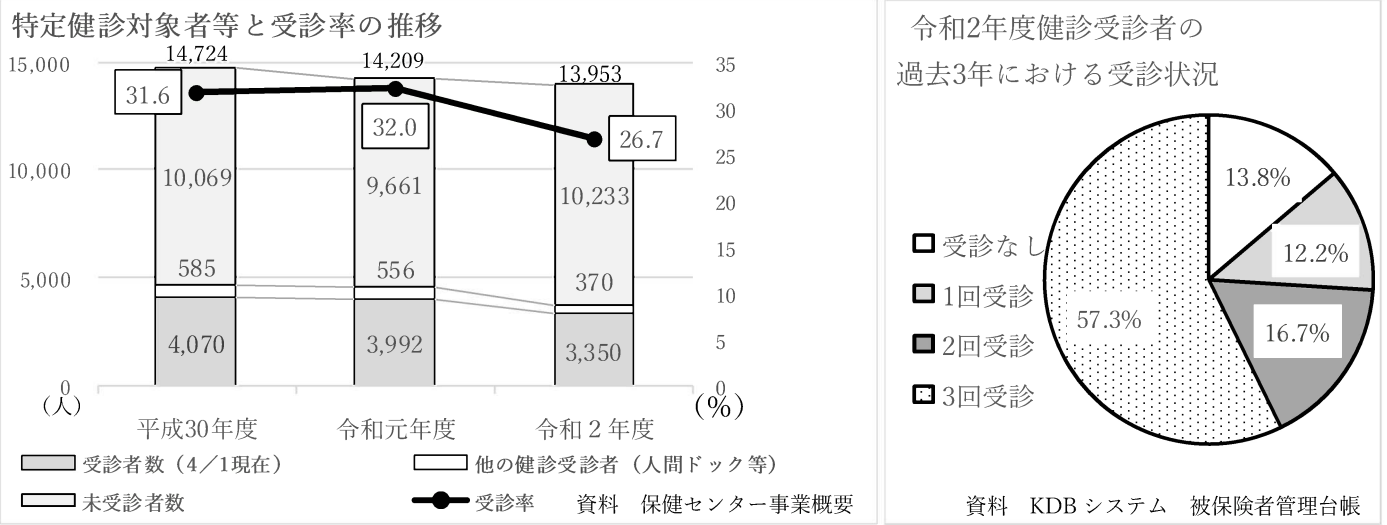
歳出総額	7,975,744	7,922,263	100.68
------	-----------	-----------	--------

第 3 期本庄市特定健康診査等実施計画中間評価（案）

令和 4 年 3 月 本庄市保健部保険課

第 3 期本庄市特定健康診査等実施計画（平成 30 年度～令和 5 年度）の目標達成に向け、令和 3 年度を中間評価及び見直しの年度とし、令和 2 年度までの取組実績や目標達成状況から点検及び評価を実施しました。

1. 特定健康診査の現状



特定健診の目標値と実績値

区分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
受診率	目標値	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%
	実績値	31.6%	32.0%	26.7%	—	—	—
対象者数	目標値 (推計)	13,800 人	13,600 人	13,400 人	13,200 人	13,000 人	12,800 人
	実績値	14,724 人	14,209 人	13,953 人	—	—	—
受診者数	目標値 (推計)	4,830 人	5,440 人	6,030 人	6,600 人	7,150 人	7,680 人
	実績値	4,655 人	4,548 人	3,720 人	—	—	—

資料 目標値：第 3 期本庄市特定健康診査等実施計画実施計画、実績値：保健センター事業概要

○受診率は平成 30 年度から令和元年度にかけて向上したが、令和 2 年度に下がった。

○令和 2 年度の健診受診者 3,494 人における過去 3 年における受診状況を見ると、継続受診者の割合が高い。

○年齢別特定健診受診率から、令和 2 年度は男女とも若年層になるほど受診率が低くなっている。

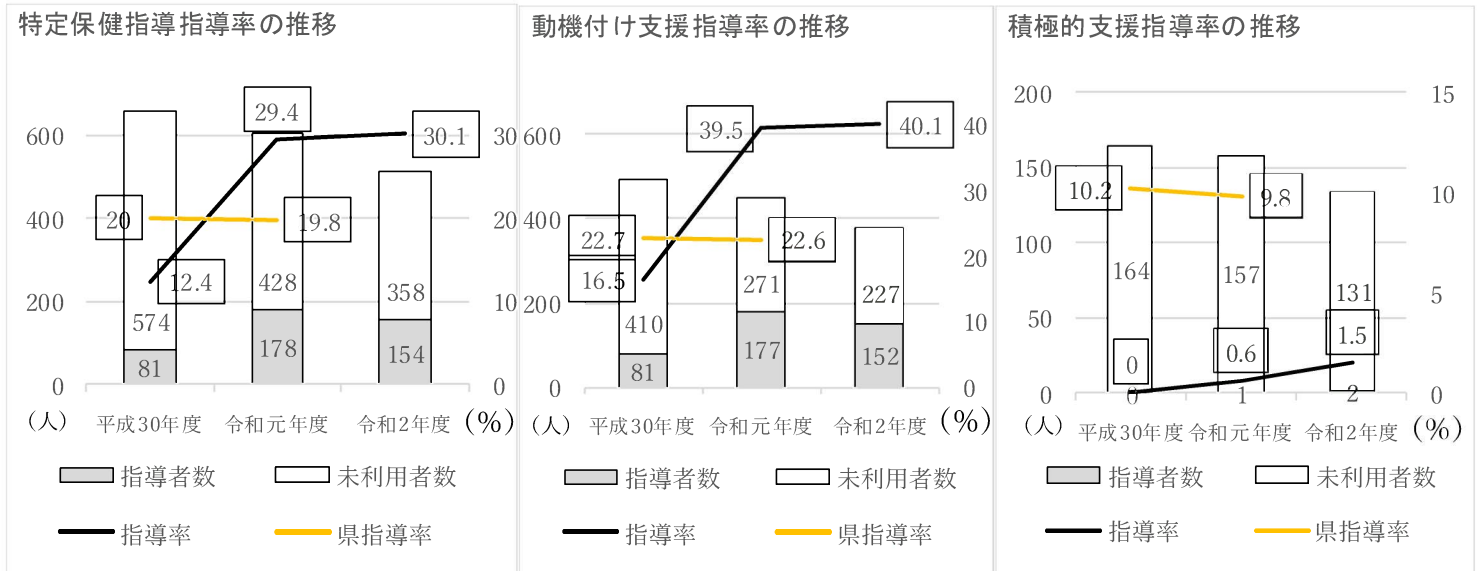
2. 特定健康診査の取組状況

本計画に掲げた特定健康診査の実施に係る主な取組について点検した結果は、下表のとおりです。

主な取組	実施状況	特記すべき内容・課題
年間を通して特定健康診査を実施する	○	集団健診は5月から翌年3月まで、個別健診は10月から翌年2月まで実施している。集団健診の実施日数は、平成30年度が76日、令和元年度が85日、令和2年度が71日。
健診案内の通知	○	4月に集団健診の案内と受診券を全対象者へ送付し、9月には未受診者への受診勧奨と併せて個別健診の受診券を送付している。令和2年度は、集団健診14,039件、個別健診11,564件を送付した。
土曜日の健診日の拡充	○	土曜日の健診については、平成30年度は1日だったが、令和元年度は5日、令和2年度は6日実施した。
他の検診との同時実施	○	平成29年度から各種がん検診等との同時受診を実施している。
年齢別・性別ごとの重症化したデータの蓄積	○	糖尿病性腎症重症化予防対策事業等において健診結果等のデータ活用を実施している。
受診率向上対策	○	年4回、広報紙に受診を促す記事を掲載し、市ホームページにも情報を掲載した。 埼玉県国民健康保険団体連合会が実施するラジオCMに参画するとともに、医療機関へポスター掲示の協力を依頼した。 市主催のイベントでPRを実施している。平成30年度及び令和元年度にはPRを各3回実施した。(令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で予定のイベントが中止となった。)
他の健診受診者も、その健診結果を提示することにより、特定健康診査を受診したものとみなす	○	人間ドック助成金の助成を受けた被保険者から、予防検診の結果の提供を受けた。平成30年度は648人、令和元年度は608人、令和2年度は459人。
健康づくりチャレンジポイント事業(はにぼんチャレンジ)との連携	○	令和元年度から、50ポイントを特定健康診査受診者に付与し、特定健康診査受診の動機付けの一助となるようにしている。(賞品交換に必要なポイント数は100)

【実施状況】○・・・実施している、△・・・一部実施している、×・・・実施していない

3. 特定保健指導の現状

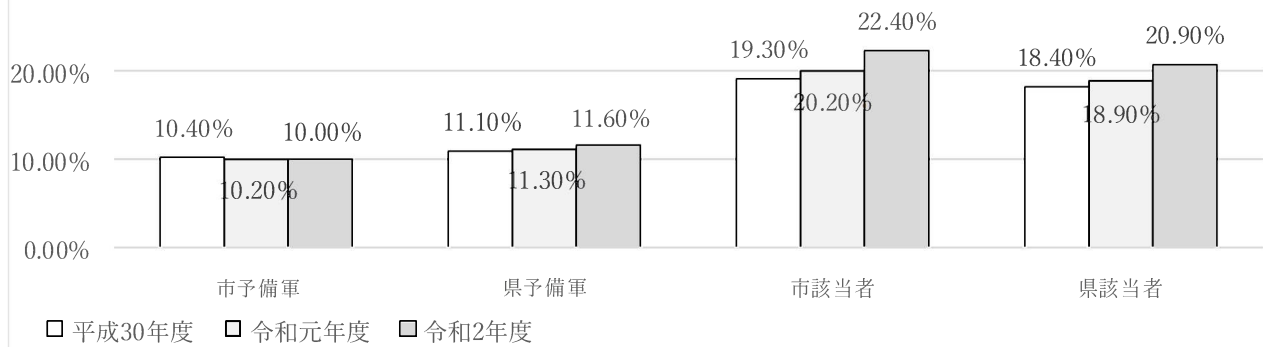


資料 市・・・法定報告値
県・・・国民健康保険中央会：市町村国保特定健診・保健指導実施状況報告書

保健指導群の数値比較 (健診時→評価時)		平成30年度	令和元年度	令和2年度
動機付け支援終了者	腹囲 (cm)	89.9→90.6	90.3→88.6	90.7→90.1
	体重 (kg)	65.7→65.4	63.7→63.9	66.2→63.4
積極的支援終了者	腹囲 (cm)		111.5→110.0	
	体重 (kg)		98.3→103.0	

資料 KDB システム 経年比較 保健指導群と非保健指導群の経年比較

特定健診結果 メタボリックシンドローム予備軍及び該当者の推移



資料 KDB システム 健診・医療・介護データからみる地域の健康課題

特定保健指導の目標値と実績値

区分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
指導率	目標値	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%
	実績値	12.4%	29.4%	30.1%	—	—	—
対象者数	目標値（推計）	665 人	805 人	892 人	977 人	1,058 人	1,136 人
	実績値	655 人	606 人	512 人	—	—	—
指導者数	目標値（推計）	233 人	322 人	401 人	489 人	582 人	682 人
	実績値（終了者）	81 人	178 人	154 人	—	—	—

資料 目標値：第 3 期本庄市特定健康診査等実施計画、実績値：法定報告値

- 指導率はいずれの支援においても上がっているが、積極的支援指導率は県指導率よりも低い。
- 健診時の数値と評価時の数値の変異から、全員ではないが保健指導による数値の改善がみられる。
- 特定健診結果から、市メタボリックシンドローム予備軍の割合は年々減少し、県平均と比較して低い。市メタボリックシンドローム該当者の割合は年々増大し、県平均と比較して高い。
- 特定保健指導の指導率は上昇しているが、目標値には届いていない。

4. 特定保健指導の取組状況

本計画に掲げた特定保健指導の実施に係る主な取組について点検した結果は、以下のとおりです。

主な取組	実施状況	特記すべき内容・課題
年間を通して特定健康診査を実施する	○	6 月から翌年 3 月までの間に実施している。
特定保健指導業務受託機関への委託の検討	×	現在は職員が実施しているが、令和 5 年度までに委託のメリット・デメリットを研究し、実施の可否を決定する。
対象者への通知・利用勧奨	○	健診日からおおむね 1 か月後に対象者へ案内を通知し、保健指導未利用者に対しては、通知から 2 週間後以降に再勧奨している。方法は、保健指導案内の再送付のほかに電話による勧奨を行っている。
土曜日・夜間の実施	×	基本的に平日の実施を案内しており、利用者からの問合せ等が特にないため土曜日等には実施しなかった。今後検討し、利用者の機会拡充を図る。
中長期的な支援の実施	○	初回の面接時に本人が設定した目標に対し、半年後に達成状況の確認や効果測定を実施している。方法は、通知の送付や電話による聞き取りを行っている。
健康づくりチャレンジポイント事業（はにぼんチャレンジ）との連携	○	特定保健指導の初回利用者に賞品交換ポイント 10 ポイントを付与し、特定健康診査受診の動機付けの一助となるようにしている。

【実施状況】○・・・実施している、△・・・一部実施している、×・・・実施していない

5. 中間評価及び計画の見直し

目標値の達成状況を点検した結果、特定健康診査及び特定保健指導に係る目標値は、いずれも達成できていない状況でした。

また、現状から見えた課題等は、下表のとおりでした。これらについて、関係部署と共通認識を持って課題解決に取り組むとともに、実施できていない取組についても、その実現可能性や効果について検証しながら実施に努めていきます。

なお、本計画の目標値は国の基本指針に即して設定されたものであり、これを下回る目標値を保険者が設定できる場合が限定されているため、中間評価において目標値の変更は行いません。

しかし、令和2年度に策定した「本庄市国民健康保険第2期データヘルス計画」では、例えば、特定健診の受診率については令和5年度末の目標値を38.3%に設定しました。これは本計画の目標値である60%と比較してかなり低いものとなっていますが、これまでの実績を踏まえてできる限り達成可能な目標値を設定したことによるものです。そこで、まずは第2期データヘルス計画で設定した目標値を確実に達成できるように取り組んでいきます。

	現状のまとめ	課題・対応策等
特定健康診査	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度から令和元年度にかけて特定健診の受診率は向上しており、一定の成果を見せている。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きく、受診率が下がった。 令和2年度の特定健診受診者を分析すると、継続受診をしている方の割合が多く、若年層になるほど受診率が低くなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後は新たに対象となる者や若い世代の受診率を上げるための取組を重点的に実施する。 →AIを活用した受診勧奨やSNSの活用など、対象者に効果的にアプローチできる方法を検討する。 ・感染予防対策等により、安心して受診できる環境づくりを行う。
特定保健指導	<ul style="list-style-type: none"> 指導率は動機付け支援、積極的支援、いずれの支援においても向上している。 ・積極的支援指導率は、県指導率よりも低い。 ・積極的支援の指導者（終了者）は令和2年度に2人と極めて少ない。 ・健診時の数値と評価時の数値の変異や、特定健診結果から、全員ではないが、保健指導によって数値が改善している。 ・市メタボリックシンドローム該当者の割合は年々増大し、県平均と比較して高くなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的支援は6か月に渡る長期の支援となるため、最後まで対象者に支援を受けてもらえるような工夫をする。 →利用者の特性に合わせた支援の実施について検討する。 ・より多くの対象者に保健指導を受けてもらえるようにする。 →土曜日や夜間の実施等、利用しやすくなるような方法を研究し、改善に努める。

【参考】本庄市国民健康保険第2期データヘルス計画目標値（令和5年度までを抜粋）

特定健診受診率の向上

アウトカム	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診率(%)法定報告	35.3	36.8	38.3
対象者(人)推定値	12,277	11,894	11,523
受診者(人)推定値	4,334	4,377	4,413

特定保健指導実施率の向上

アウトカム	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施率(%)	30.0	31.0	32.0
・積極的支援終了者の割合(%)	1.0	2.0	3.0
・動機付け支援終了者の割合(%)	40.0	40.5	41.0

本庄市国民健康保険運営協議会委員名簿

(敬称略・順不同)

役職	氏名	選出区分 (本庄市国民健康保険条例第2条第1項)		任期
会長		第3号委員		
副会長	境野 広明	第3号委員	事務局推薦	R2.1.10～R5.1.9
委員	古杉 茂	第1号委員	本庄市自治会連合会	R3.5.31～R5.1.9
委員	五十嵐 義雄		本庄市自治会連合会	R3.5.31～R5.1.9
委員	森田 孝		本庄市自治会連合会	R3.5.31～R5.1.9
委員	新井 千奈美		本庄商工会議所	R2.1.10～R5.1.9
委員	小林 利江		児玉商工会	R2.1.10～R5.1.9
委員	関根 正幸	第2号委員	本庄市児玉郡医師会	R2.1.10～R5.1.9
委員	中村 哲哉		本庄市児玉郡医師会	R2.1.10～R5.1.9
委員	松本 直樹		本庄市児玉郡医師会	R2.1.10～R5.1.9
委員	石原 博史		本庄市児玉郡歯科医師会	R2.1.10～R5.1.9
委員	林 勇毅		本庄市児玉郡薬剤師会	R2.1.10～R5.1.9
委員	広瀬 伸一	第3号委員	本庄市議会	R4.2.15～R5.1.9
委員	粂田 平一郎		本庄市議会	R4.2.15～R5.1.9
委員	小暮 純一		事務局推薦	R2.1.10～R5.1.9
委員	根岸 誠		事務局推薦	R2.1.10～R5.1.9
委員	松村 康之	第4号委員	全国健康保険協会 埼玉支部	R2.7.1～R5.1.9
委員	加山 勤		公立学校共済組合 埼玉支部	R3.5.7～R5.1.9
委員	栗島 忠志		さいしん健康保険 組合	R2.4.1～R5.1.9